

オランダ公的扶助制度改正の実際と評価

2004年改正を中心として

○ 岐阜県立看護大学 氏名 杉野緑 (会員番号 771)

キーワード3つ：オランダ 公的扶助改革 ワークフェア

1. 研究目的

今日の日本では、非正規雇用労働者の増加、失業の長期化により、生活保護受給者が増加している。なかでも稼働年齢層の増加が指摘されている。これに対して自立支援プログラム導入等取り組まれているところであるが、生活保護受給者数の減少には至っていない。

本報告は、公的扶助制度と就労支援を結び付けて公的扶助制度からの自立促進に成果を上げているオランダ公的扶助制度改正の実際から、日本の公的扶助政策への示唆を得ることを目的としている。オランダの公的扶助制度は1963年 the General Social Assistance Act (ABW) として成立し、その後1996年に the Social Assistance Act (Abw) へと改正され、2004年に The Work and Social Assistance Act (WWB) に改正された。本報告は、2004年改正について、改正の目的、主な改正点、その後の評価について報告するものである。

2. 研究の視点および方法

(1) 研究の視点

オランダのワークフェア政策に関しては、ワークフェア政策の特質¹⁾、就労インセンティブ²⁾、若年就業³⁾等の面から論じられているが、本研究は公的扶助制度改正の点からワークフェア政策の実際を考察する。特に、基礎自治体の役割を中心として検討を行う。

(2) 研究方法

オランダワークフェア政策、社会保障制度改革に関する先行研究の検討、2008年・2011年に実施したオランダ社会経済雇用省、大都市公的扶助担当者、就労支援担当者、民間就労支援団体、研究機関などからの聞き取り、統計資料分析による。

3. 倫理的配慮

オランダを訪問し、担当者・研究者から聞き取りを行う際には、事前に書面で研究課題、研究目的、協力を得たい内容について申し入れを行い、E-メールまたは口頭で同意をいただいた。また、聞き取り内容は研究報告として公表することを面接時に口頭で説明し、了解を得ている。

4. 研究結果

(1) 2004年公的扶助制度改正の目的

オランダ社会経済雇用省 (Ministry of Social Affairs and Employment) によれば、WWB

の目的は公的扶助受給者の社会復帰であり、‘Work above benefits’であるとされている。合法的にオランダに居住する18歳以上の者は受給権がある。WWB施行後は、公的扶助受給者の就労義務が強化された。WWB受給に際しては、①求職のために被用者保険制度機構・就労支援センターへ求職者登録を行う、②本人とパートナーは自立に向けて最大限の努力をする、③トレーニング、経験に直接的に適合しないものも含めて、あらゆる仕事（normal work）に応募すること、④基礎自治体が提供するトレーニングになどのサポートに応じること、⑤必要に応じて家庭訪問、精神的・医学的検査に応じること等が求められるようになった。

（2）基礎自治体の役割

WWBの実施責任は基礎自治体におかれ、その役割は、①社会復帰（reintegration）、②所得保障、③予防・抑制の実施とされ、新たな財政システムのもと給付に充てる予算（Income section、以下I section）、社会復帰に充てる予算（Work section、以下W section）が国から事前交付されるようになった。交付額はそれぞれの自治体の実績、社会経済状況により決められる。I sectionは、実際の給付額が国の交付額を下回る場合は、差額を歳入とすることができる。一方、給付額が国の予算を上回る場合は、差額は自治体が負担する。W sectionは実際の執行額より少ない場合は、一部を次年度へ繰り越すことができる。併せて、就労支援における自治体の裁量は拡大され、多くの自治体で給付と就労支援を行うこととなった。就労支援は自治体が自ら雇用創出プロジェクトを行う、民間団体へ委託する、賃金補助等多様である。

（3）公的扶助制度改正の評価

社会経済雇用省は改正後4年経過した2008年にWWBを評価し、自治体が分権化を支持したこと、クライアントがシステムを受け入れたこと、経済好況もありWWB受給者（65歳未満）は過去25年間の最低になったとしている。その後、一層の自治体の責任、「能力に見合った就労」が強調されるようになってきているが、一方、自治体においては社会復帰のコストが課題として挙げられている。

5. 考察

WWB改正により自治体の責任において公的扶助受給者の就労義務は強化されたが、reintegration実施において次の3点を特徴として挙げることができる。第一は、reintegration、就労による社会復帰を支える相談の専門性が高いことである。自治体により求職、給付、相談が一体となって提供され、それぞれが医師、ソーシャルワーカーなど専門職によっている。第二は、W sectionとしての財政的保障がなされている。第三は、W sectionにより提供されるプログラムは多様である。つまり、公的扶助受給者の自助努力のみによらない専門的社會復帰支援と財政的保障が整っている点は日本の公的扶助政策に示唆的であると考えられる。

1) 水島治郎（2003）「オランダにおけるワークフェア改革」『海外社会保障研究』144号,53～66.

2) 小越洋之助（1998）「オランダにおける就労インセンティブと社会保障」『海外社会保障研究』125号,24～38.

3) 久保隆光（2011）「オランダにおける若年就業と労働市場」『海外社会保障研究』176号,18～25.